



**鯖江市環境教育支援センター  
指定管理者候補者募集要項**

**令和 7 年 9 月**

**鯖江市  
市民生活部環境政策課**

## 鯖江市環境教育支援センター募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および鯖江市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年鯖江市条例第12号）第2条の規定により、鯖江市環境教育支援センターの指定管理者（管理運営を実施する団体）の候補者を募集します。

### 1 施設の概要

- (1) 施設の名称 鯖江市環境教育支援センター
- (2) 所在地 鯖江市中野町第73号11番地
- (3) 施設規模 構造 鉄筋コンクリート造地上2階地下1階  
建築年月 平成17年3月  
建築面積 394.76㎡  
延床面積 939.39㎡
- (4) 施設の概要 地下1階 駐車場、変電室、倉庫  
1階 情報コーナー、会議室、事務室  
2階 体験学習室、ギャラリー、会議スペース  
付帯設備 電気設備（太陽光発電システムを含む。）、空調設備、給排水衛生設備、  
防災設備、エレベータ設備、自動ドア設備
- (5) 設置目的 環境教育の推進および環境保全に関する実践活動の支援

### 2 申請ができる者の資格

- (1) 応募の資格
  - ① 応募することができるのは、指定期間中安全かつ円滑に鯖江市環境教育支援センター（以下「センター」という。）の運営・管理を行うことができる法人その他の団体とし、個人の応募はできません。
  - ② 鯖江市内に主たる事務所を有する法人またはその他の団体とします。
  - ③ 複数の法人その他の団体による申請も可能ですが、この場合において、代表団体および構成団体は、全て鯖江市内に主たる事務所を有することが必要です。また、代表団体を定め各団体の担当役割を明確にしてください。なお、代表団体および構成団体を変更することは原則として認めません。なお、ここでいう法人とは、法人市民税の事務所開設届を所在地の市町に提出しているものをいい、法人格のない団体にあつては、団体事務所の所在地で判断することとします。
- (2) 応募の制限
  - 法人その他の団体またはその代表者が次に該当する場合には、応募者となることができません。
    - ① 法律行為を行う能力を有しない者

- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 本市から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、取消しの日から1年を経過しない者
- ⑤ 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者または、公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 国税、都道府県税および市区町村税を滞納している者
- ⑦ 集団的または常習的に暴力的不法行為を行う、または行うおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「暴力団関係者」という。）
- ⑧ 不正の利益を図る等の目的により、暴力団または暴力団関係者を使用した者
- ⑨ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団もしくは暴力団関係者に対し、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えた者
- ⑩ 暴力団もしくは暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有している者
- ⑪ その他施設の管理運営を行うにふさわしくない者

### 3 公募期間およびスケジュール

#### (1) 募集要項の配布

配布期間 令和7年9月1日(月)～9月30日(火)  
 配布場所・方法 鯖江市市民生活部環境政策課(本館2階)  
 鯖江市公式ホームページ

#### (2) 申請の受付

受付期間 令和7年9月1日(月)～9月30日(火)  
 受付場所 鯖江市市民生活部環境政策課(本館2階)  
 提出方法 持参または郵送とします。郵送の場合書留とし、  
 令和7年9月30日(火)午後5時必着とします。

#### (3) 募集要項に関する質問の受付等

受付期間 令和7年9月1日(月)～9月18日(木)  
 受付方法 別紙「鯖江市環境教育支援センター指定管理者候補者募集要項に対する質問書」により環境政策課まで提出してください。  
 (郵送、FAX、電子メール可)  
 回答方法 質問者、現地説明会出席者に対して郵送、FAX、電子メールにより  
 令和7年9月25日(木)までに回答します。

#### (4) 現地説明会

開催日時 令和7年9月16日(火) 午後2時～4時  
 開催場所 鯖江市中野町第73号11番地

鯖江市環境教育支援センター

出席申込締切 令和7年9月12日(金)

(5) プレゼンテーション

日時 令和7年10月14日(火)午後2時～4時

場所 鯖江市役所新館4階会議室

(6) 選定結果の通知等

選定結果の通知 令和7年11月上旬を予定

指定議案の提出 令和7年12月議会を予定

指定の通知 令和7年12月下旬を予定

4 申請に必要な書類

(1) 申請書類等

① 申請に当たっては、以下の書類等を市に提出してください。

(法人の場合)

ア 鯖江市公の施設の指定管理者指定申請書(様式第1号)

イ 鯖江市公の施設事業計画書(様式第2号)

ウ 当該施設の管理に関する業務についての指定期間内の年度ごとの収支計画書および指定期間内の合計の収支計画書(様式第3号)

エ 当該法人あるいは団体の経営状況等を説明する書類

(ア) 前事業年度の収支(損益)計算書またはこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)

(イ) 前事業年度の貸借対照表および財産目録またはこれらに相当する書類

(ウ) 現事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書またはこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体および新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)

オ 法人の現役員等の氏名(フリガナ)、生年月日および住所を記載した書類

カ 法人の登記事項証明書(申請日前3ヶ月以内に交付されたもの)

キ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ク 直近の事業年度の国税、都道府県税および市区町村税の納税証明書(未納がないことを確認できるもの)または納税義務がない旨およびその理由を記載した書類

ケ 印鑑証明書

コ 法人またはその代表者が募集の制限(本要項2-(2))に該当しないことを明らかにする書類(申立書)(様式第4号)

サ 法人の就業規則および会計規則

シ その他市長が特に必要と認める書類

(法人以外の団体の場合)

ア 鯖江市公の施設の指定管理者指定申請書(様式第1号)

- イ 鯖江市公の施設事業計画書（様式第 2 号）
- ウ 当該施設の管理に関する業務についての指定期間内の年度ごとの収支計画書および指定期間内の合計の収支計画書（様式第 3 号）
- エ 団体の設立を定めた規約その他これらに類する書類
- オ 申請の日の属する事業年度の直近の事業年度の収支決算書
- カ 現事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書またはこれらに相当する書類
- キ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ク 団体の役員名簿および組織に関する事項について記載した書類またはこれらに相当する書類
- ケ 直近の事業年度の国税、都道府県税および市区町村税の納税証明書（未納がないことを確認できるもの）または納税義務がない旨およびその理由を記載した書類
- コ 代表者の本籍地の市町村が発行する身分証明書
- サ 団体またはその代表者が応募の制限（本要項 2－(2)）に該当しないことを明らかにする書類（申立書）（様式第 4 号）
- シ 団体の現役員等の氏名（フリガナ）、生年月日および住所を記載した書類
- ス 団体の就業規則および会計規則
- セ その他市長が特に必要と認める書類

② 提出部数 10 部(原本 1 部、写し 9 部)

## (2) 留意事項

- ① 提出された申請書類は返却いたしません。また、当該書類の著作権は、作成団体に帰属しますが、市民等への説明責任を果たす観点から必要に応じて当該書類の一部または全部を公開する場合があります。
- ② 申請の撤回および申請書類の修正は、原則として認められません。
- ③ 申請に係る費用は、応募者の負担とします。
- ④ 選定結果については、公表します。
- ⑤ 提出書類は、原則 A 4 版縦型とします。

## 5 選定の手続きおよび基準

- (1) 指定管理者選定委員会にて、提出された申請書等により書類審査、プレゼンテーションを実施し、指定管理者の候補者を決定します。プレゼンテーションは、1 事業者につき 20 分以内とし、提出のあった書類に沿って行い、その後質疑応答を行います。市においてパソコン、プロジェクターおよびモニターを用意することが可能ですので、事前にご相談ください。なお、申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

また、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者候補者を選定する場合があります。

(2) 選定基準

- ① 市の環境関連条例や計画に基づいた政策推進のため、生活のあらゆる場面において、環境に配慮して行動する市民（以下「環境市民」という。）を育成するための能力や知識を高める方策が明確であること。
- ② 市民の平等な利用が図られること。
- ③ 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ④ 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ⑤ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模および能力を有しており、または確保できる見込みがあること。

選定基準ごとの審査の観点および配点

| 選定基準                                                       | 審査の観点                                                                                                                                    | 配点ウエイト      |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 市民の平等な利用が図られること。                                           | ○市民の平等利用の確保                                                                                                                              | 確保できないものは失格 |
| 市の環境関連条例や計画に基づいた政策推進のため、環境市民の育成を図る能力や知識を高める方策や取組みが明確であること。 | ○申請者の実績等<br>○能力と知識を高める方策<br>○申請者の安定性、信頼性                                                                                                 | 30          |
| 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。                                   | ○環境団体等との連携に関する考え<br>○上記連携に関する対応能力<br>○利用者に対するサービスの向上と利用者増への取組み<br>○施設の機能を十分に生かした幅広い事業に関する取組み<br>○魅力ある企画・運営事業の提案の有無<br>○事業計画書に記載された内容の実現性 | 30          |
| 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。                 | ○当該施設の管理運営にかかる経費縮減等<br>※各申請者の点数＝20×最低提案額／申請者提案額                                                                                          | 20          |
| 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模および能力を有しており、または確保できる見込みがあること。  | ○申請者の実績等<br>○人的能力(管理運営組織)<br>○物的能力<br>○申請者の安定性、信頼性<br>○申請者の取組み姿勢                                                                         | 20          |
|                                                            | 計                                                                                                                                        | 100         |

## 6 管理の基準

### (1) 関係法令の遵守

施設の運営に関する法令等（地方自治法、鯖江市環境教育支援センター設置および管理に関する条例（平成17年鯖江市条例第10号）および規則等、その他の関係法令）を遵守し、適正にセンターの維持・管理、運営を行うこととします。

### (2) 施設使用に関する基本的条件

センターの開館時間および休館日は、下記のとおりとします。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更し、または休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができます。

開館時間 午前8時30分から午後10時まで

休館日 ・毎週水曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日)  
・祝日法による休日  
・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

### (3) 個人情報

指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報は、適正に取り扱うこと。

### (4) 使用の制限等

鯖江市環境教育支援センター設置および管理に関する条例の規定に基づき、使用の許可をしないことや使用の許可を取り消し、使用の方法を制限し、または使用の停止を命じることができます。

### (5) 利用料金減免の基準

指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を免除し、または返還することができます。

### (6) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

### (7) 環境への配慮

さばえE C Oオフィスプランに基づき、省エネルギー・省資源・リサイクルを推進することとします。

## 7 管理業務の範囲および具体的内容

### (1) センターの利用許可およびその他の利用に関する業務

### (2) センターの施設および設備の維持管理に関する業務

### (3) 環境保全に関する各分野（ごみ、省エネ等）の啓発および環境教育推進に関する業務

特に、企画・運営事業については、対象を一般市民向けとし、時宜に即した内容とすること。

※ 詳細については、「鯖江市環境教育支援センター管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によること。

## 8 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、指定期間内であっても市長が管理を継続することが適当でないと認めたとき、または緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部を停止することがあります。

## 9 利用料金制に関する事項

本事業では利用料金制をとることとし、利用料金は指定管理者の収入として、施設の維持管理費および運営費に充当することとします。

利用料金は、条例で定める額の範囲内において、指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。

## 10 管理業務に要する経費

### (1) 経費に係る協議等に関する事項

毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費（指定管理者の交代に伴う引継ぎに係る費用を含む。）を指定管理料として指定管理者に支払います。金額は、会計年度ごとに指定管理者から提出された収支計画額を踏まえ、年度協定で定めます。ただし、指定管理者の経営努力が収益に反映されるよう、経費の節減（利用者のサービス低下につながらないよう留意すること。）および利用率の向上などによる収支計画を上回る収支差額を生じた場合でも、原則としてその額を減額しないものとします。

なお、当初に指定管理者から提出された収支計画書が妥当であるにもかかわらず、光熱・燃料費の急激な変動等により、経費の増減があった場合は、市と指定管理者とで協議のうえ、指定管理料を増減できるものとします。

### (2) 人件費の賃金スライド制度導入について

近年の連続的な賃金上昇に対応するため、指定管理初年度に指定管理者の希望により賃金スライド制度を導入することができる。賃金スライド制度は、次の計算式にて計算した金額を上限として、指定管理料に追加するもので、令和8、9年度の2年間、試験的に実施する。

令和8年度に追加する指定管理料

$$\begin{aligned} &= (\text{令和7年度に福井県人事委員会が公表した官民較差}) \\ &\quad \times (\text{令和7年度の人件費見込額}) \end{aligned}$$

令和9年度に追加する指定管理料

$$\begin{aligned} &= (\text{令和8年度に福井県人事委員会が公表した官民較差}) \\ &\quad \times (\text{令和8年度の人件費見込額}) \end{aligned}$$

ただし、官民較差がマイナスとなった時は、原則、指定管理料の減額を行うことができ

るものとする。

なお、スライド額が職員の給与に反映されていないことが判明した場合、スライド額の返還を求める。

令和10年度以降については、社会情勢を踏まえたうえで判断します。

(3) 指定管理料の5年間の上限額

指定管理料の総額は、131,500,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。）（平均年額 26,300,000円）以内とします。

なお、5年間の上限額を超える提案があった場合は失格となります。ただし、5年間の上限額の範囲内であれば、平均年額を超える額の提案は認められます。

※過去の実績等の詳細は、「鯖江市環境教育支援センター運営状況」のとおりです。

(4) 単独経理に関する事項

本業務における経理は、単独で経理してください。

11 指定管理者の指定および協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、議会の議決が必要なため、選定した候補法人等を令和7年12月定例会へ上程し、議決を経て指定管理者の指定となります。

(2) 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、速やかに指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度ごとの事業実施に係る事項、本市が支払うべき管理費用の額等を定めた「年度協定」を指定管理者との間で締結します。

① 基本協定の内容

- ・管理業務の事業計画書に記載された事項（業務の具体的内容）
- ・協定期間に関する事項
- ・センター管理に要する費用に関する事項
- ・管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・事業報告、業務報告に関する事項
- ・指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- ・その他市長が必要と認める事項
- ・利用料金、モニタリング（日常・定期・臨時）実施、外部評価実施、帳簿等の保管および整備、情報公開、その他に関する事項およびリスク分担等、所管課が必要と認める事項

② 年度協定の内容

- ・当該年度の業務内容に関する事項
- ・協定期間に関する事項
- ・当該年度に本市が支払うべき管理費用に関する事項
- ・その他市長が必要と認める事項

## 12 リスク分担

リスクの管理、責任分担の詳細については別途基本協定書で定めますが、基本的内容は別記1「リスク分担表」のとおりです。

## 13 その他必要な事項

- (1) 施設の管理運営に要する物品のうち、別記2「鯖江市環境教育支援センター備品一覧」(以下「備品一覧」という。)に記載の物品を貸与します。備品一覧の物品を管理(修繕も含む。)することになります。なお、指定管理者の責任により滅失し、または毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することになります。この場合、当該備品は、本市に帰属します。
- (2) 備品一覧に記載されている備品の経年劣化等による更新は、本市の承認を得て、市または指定管理者の負担で調達することになります。この場合、当該備品は、本市に帰属します。
- (3) 備品一覧に記載されている備品以外の物品で指定管理者が必要とするもの、および事務用品等は、本市の承認を得て、指定管理者の負担で調達していただきます。なお、管理経費により支出し調達した物品については、本市に帰属します。
- (4) 審査結果の公表  
審査結果は、申請者に通知するとともに、次の方法で公表します。
  - ① 本庁前掲示場への掲示
  - ② 広報さばえへの掲載
  - ③ 鯖江市公式ホームページへの掲載
  - ④ 鯖江市環境教育支援センターでの掲示

## 14 募集要項の添付資料

- ① 鯖江市環境教育支援センター管理運営業務仕様書
- ② 鯖江市環境教育支援センター運営状況
- ③ 鯖江市環境教育支援センター備品一覧
- ④ 個人情報取扱特記事項
- ⑤ 鯖江市公の施設の指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ⑥ 鯖江市公の施設事業計画書(様式第2号)
- ⑦ 収支計画書(様式第3号)
- ⑧ 申立書(様式第4号)
- ⑨ 鯖江市環境教育支援センター指定管理者候補者募集要項等に対する質問書(様式第5号)

## 15 提出先・問合せ

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 住所   | 〒916-8666 鯖江市西山町13番1号 |
| 担当部課 | 鯖江市市民生活部環境政策課(本館2階)   |

電話番号            0 7 7 8－5 3－2 2 2 8 (直通)  
FAX番号            0 7 7 8－5 3－1 1 2 1  
メールアドレス    SC-Kankyo@city.sabae.lg.jp

別記 1

リスク分担表

| リスク項目 |           | リスクの概要                                                                           | リスク分担 |           |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------|
|       |           |                                                                                  | 市     | 指定<br>管理者 |
| 共通    | 作成書類の誤り   | 市が作成した募集要項等の書類の誤りによるもの                                                           | ○     |           |
|       |           | 事業者が作成した書類の誤りによるもの                                                               |       | ○         |
|       | 準備行為      | 管理業務の遂行に必要な人員の確保および訓練、研修等の実施その他の準備行為                                             |       | ○         |
|       | 法令の変更     | 本事業に直接影響を及ぼす法令の変更に係るもの                                                           | ○     |           |
|       |           | その他                                                                              |       | ○         |
|       | 税制度の変更    | 本事業に直接影響を及ぼす税制の変更に係るもの（消費税<br>率）                                                 | ○     |           |
|       |           | 上記以外の税制の変更に係るもの（法人税等）                                                            |       | ○         |
|       | 労災        | 運営、維持管理における従業員の労働災害                                                              |       | ○         |
|       | 環境の保全     | 運営、維持管理における環境の保全                                                                 |       | ○         |
|       | 市による支払遅延  | 市による支払の遅延によるもの                                                                   | ○     |           |
| 維持管理  | 不可抗力      | 天災、戦争、暴動その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象に伴う施設・設備の復旧経費および業務不履行による損害の発生 | ●     | ▲         |
|       | 事業の中止・延期  | 市の指示、議会の不承認                                                                      | ○     |           |
|       |           | 事業者の事業放棄、破綻によるもの                                                                 |       | ○         |
|       | 金利・物価の変動  | 金利・物価の変動に伴う経費の増大                                                                 |       | ○         |
|       |           | 著しい金利・物価の変動に伴う経費の増大                                                              | ●     | ▲         |
|       | 維持管理費の上昇  | 事業者起因する維持管理費の増大                                                                  |       | ○         |
|       | 施設損傷      | 事業者の責めに帰すべき事故・火災による施設の損傷                                                         |       | ○         |
|       |           | 上記以外の要因に伴う事故・火災による施設の損傷                                                          | ○     |           |
|       | 物損事故      | 事業者の責めに帰すべき事故による物損                                                               |       | ○         |
|       |           | 上記以外の要因による物損                                                                     | ○     |           |
|       | 性能        | 要求仕様不適合                                                                          |       | ○         |
|       |           | 仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営への障害                                                       |       | ○         |
|       | 臨時休館による損失 | 管理上の瑕疵による臨時休館に伴う損失                                                               |       | ○         |
|       |           | 施設の瑕疵による臨時休館に伴う損失                                                                | ○     |           |
|       | セキュリティ    | 事業者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等                                                            |       | ○         |

| リスク項目 | リスクの概要           | リスク分担 |       |
|-------|------------------|-------|-------|
|       |                  | 市     | 指定管理者 |
| 運営    | 需要リスク            |       | ○     |
|       | 利用者からの賠償責任請求     |       | ○     |
|       | 行政による仕様変更要求      | ○     |       |
|       | 施設、設備の陳腐化        | ○     |       |
|       | 法令の変更            | ○     |       |
|       | 事故等による保有資産への物的損害 | ●     | ●     |
|       |                  |       | ○     |
|       | 周辺住民からの賠償責任請求    |       | ○     |
|       | 事業終了時の費用         |       | ○     |

負担者：○すべて負担 ●協議により主として負担 ▲協議により従的に負担